平成25年12月24日判決言渡 平成25年(行ケ)第10289号 審決取消請求事件

判

原 告 X

被告特許疗長官

主

本件訴えを却下する。

訴訟費用は原告の負担とする。

## 事実及び理由

## 第1 原告の求めた判決

特許庁が不服2007-19402号事件について平成21年6月22日にした審決を取り消す。

## 第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、前記第1記載の本件審決の取消しを求める事案である。
- 2 記録によれば、本件訴えの提起に至る経緯は、以下のとおりである。
- (1) 原告は、平成9年12月24日、発明の名称を「容積形流体モータ式ユニバーサルフューエルコンバインドサイクル発電装置。」とする発明について、特許出願(特願平9-370506号)をしたが、平成19年4月27日に拒絶査定がされ、これに対し、同年6月14日、不服の審判(不服2007—19402号事件)を請求した。
  - (2) 特許庁は、平成21年6月22日、「本件審判の請求は、成り立たない。」

との本件審決をし、その謄本は、同年7月12日、原告に送達された。

## 第3 当裁判所の判断

本件訴えは、平成25年10月24日に提起されたものであるところ、前記第2のとおり、本件審決の謄本の送達があった日から30日を経過したことが明らかであるから、いずれにしても確定した審決に対する訴えであり、不適法でその不備を補正することができないものである。

よって、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法140条により、口頭弁論を経ないで、判決で、本件訴えを却下することとし、主文のとおり判決する。

知的財產高等裁判所第2部

| 裁判長裁判官 _ |   |   |   |   |  |
|----------|---|---|---|---|--|
|          | 清 | 水 |   | 節 |  |
|          |   |   |   |   |  |
| 裁判官      |   |   |   |   |  |
|          | 中 | 村 |   | 恭 |  |
|          |   |   |   |   |  |
| 裁判官      |   |   |   |   |  |
|          | 中 | 武 | 由 | 紀 |  |